

令和2年第5回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和2年4月7日(火)午後5時		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
	委 員 齋 藤 邦 彦	委 員 阿 良 田 由 紀	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	子ども未来部長	
	子ども未来部参事	子どもわくわく課長	
	保育課長		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結 果
1	40号	新型コロナウイルス感染症対策のための東京都北区立幼稚園及び東京都北区立認定こども園における臨時休業について	承認

令和2年第5回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和2年4月7日(火) 17:00

清正教育長

それでは出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和2年第5回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第40号議案「新型コロナウイルス感染症対策のための東京都北区立幼稚園及び東京都北区立認定こども園における臨時休業について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第40号議案でございます。幼稚園及び認定こども園における臨時休業でございます。

裏面の説明欄をご覧ください。新型コロナウイルス感染症につきまして、感染症の予防上必要があるため、区立の幼稚園、それから区立の認定こども園のうち、教育認定子どもにかかる部分につきまして、臨時休業とするというものでございます。

1ページをお願いいたします。3行目ですが、学校保健安全法、それから、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律とございます。それぞれの規定、意図するものですが、設置者は感染症の予防上必要があるときは、全幼稚園、それからこども園の全部または一部の休業を行うことができるというものでございます。こちらにしたがい、記書きにお示しのとおり、全ての北区立幼稚園、それから、さくらだこども園のうち、先ほど申し上げました1号に規定する教育認定子どもに係る部分につきまして臨時休業といたしました。

2では期間をお示ししております。期間は4月8日から同年5月6日まででございます。5月6日でございますが、小・中学校の臨時休業と同じとさせていただきます。

次に、第40号議案参考資料をご覧ください。これは幼稚園、こども園の保護者に周知するものでございます。

記書き1では休業期間、2では始業式、入園式いずれも中止と記載しております。3では、さくらだこども園の保育認定の幼児の受け入れについて、可能な限り登園を控えていただくよう、ご理解ご協力をお願いしております。それから、保護者が医療関係者や社会機能維持事業者の従業員であるなど、緊急事態宣言後も引き続き就労させざるを得ない場合で、ほかに保育を行う者がいない幼児については受け入れるといたしました。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご支援賜りますようお願いいたします。

学校支援課長

教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 それでは、私のほうから補足として他区の状況を説明させていただきます。本日の午前中、各区のホームページで確認できる範囲になります。今のところ通常どおりというか、休業を延長しないといっているところが3区ほどございまして、そのほか確認できないところが2区ありまして、それ以外の17区につきましては、5月の大型連休まで休業で入園式については中止もしくは延期というような状況になっております。
以上です。

清正教育長 説明以上ですか。説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またご意見ございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 緊急事態宣言が本日中に発令される予定だということで、早々にこのように対策を取っていただき、本当にありがとうございます。保育園の保護者、幼稚園の保護者、それぞれやはり我が身としてしっかりと受け止め、自宅の保育、協力という形で多数の方が出てくれるものと信じておりますが、一点懸念されることがありますので、ご質問させていただきます。

第40号議案の参考資料の3、さくらだこども園の保育認定の幼児の受け入れについてです。政策課長から説明がありましたが、下から2行目、保育者が医療関係者や社会機能という点で、懸念しております。例えば、保護者の方が病気をされているということもあります。現にそういう方が周りに保育をしてくれる方がいない。そして自宅でちょっと見ることができない、お医者様からはそのように指示を受けているという話も聞いております。そういうご家庭があるということや、またもう少し細かいところが出てくると思うのですが、ここで従業員であるなどというふうになっておりますので、個々の対応としてそのような時には対応していただけるものかどうか、ご質問させていただきます。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 さくらだこども園の園長先生には、ここの解釈について、ご連絡はさせていただいておりまして、そういった仕事をしているだけではなく、色々な状況で子どもを見られな

いお子さんはいると思いますので、そのような方を受け入れてくださるようお願いしております、園ではそのような対応ができると聞いております。

渡辺委員 ありがとうございます。

子ども未来課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長 後ほど保育園のことをお話させていただく予定ですが、さくらだ幼稚園の二号と保育園の対応については、基本的には同様の対応というように考えております。保育園の考え方として、医療関係者や社会機能維持事業者である場合など、引き続き就労せざるを得ない状況でほかに保育を行うものがないというような考え方でございます。例示といたしまして、精査中ですが、公共機関、公共交通機関、食品、衣料、薬品の販売、物流等の事業者並びに今おっしゃったような保護者の病気や障害、虐待を想定しておりますので、今どこまでの表現にするかというところは考えておりますが、そういう方を予定していると思っております。

清正教育長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第40号議案は原案どおり承認することに決定いたします。
以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和2年第5回教育委員会臨時会を閉会いたします。